

## 鹿 児 島 県 公 報

令和3年9月7日（火）第241号の2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 監 査 委 員 公 表

○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 1

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第12号

令和3年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、令和3年7月19日付け財第38号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年9月7日

鹿児島県監査委員 地頭所 恵  
同 大 藪 豊  
同 瀬戸口三郎  
同 遠嶋春日児

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置  
監査テーマ 随意契約に係る事務の執行について

監査の結果	措置の内容
報告書中 IV 監査の結果 IV 2. 契約別の検討結果 総務部の随意契約 No. 1 令和元年度職員表彰における表彰状入れ筒（人事課） 【指摘1】適用号数の誤りについて 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされている。 担当者に照会したところ、本件の適用号数は第1号（少額の随意契約）の誤りであり、公表はしていない、との回答であった。 結果的に、適用すべき規則等の吟味と検討が十分ではなかったということになる。 金額の多寡に関係なく、事務の執行に当たっては細心の注意が必要である。 No. 2 平成31年度鹿児島県職員研修業務委託（人事課）	職員に対して、包括外部監査での指摘事項について周知し、会計規則等法令の遵守や複数の職員で確認するなどにより、適正な会計事務処理の執行に努めることとした。

（意見1）施行令第167条の2第1項第7号の適用について

施行令第167条の2第1項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）が併合適用されているのは、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が研修所を所有しており、業務の一つとして市町村職員の研修も行っているため、スケールメリットにより、他の民間団体等に委託するよりも安価で業務委託が可能であるとの理由による。

しかし、「安価」と「時価に比して著しく有利な価格」とは同義ではない。本号を理由とするのであれば、まずは「時価」を示す必要があり、その時価と比べて「著しく」有利であることを具体的に説明できるものでなければならない。

本件の場合、仮に「時価」を示すとすれば、他の複数の民間団体等が同じ条件で同じ内容の研修を実施するとした場合の受託料の平均になるかと思うが、その価格と比べて「著しく」安いということであれば本号を適用することも可能ではある。しかし、現実的ではない。

そもそも、市場価格や相場がある土地や債券、金などの購入等の場合と異なり、「時価」を想定しにくい業務委託に第7号を適用するのは無理があると思われる。スケールメリットがあるというのであれば、むしろ第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の方がより実情に即しているのではないか。

いずれにしろ、本件に第7号を適用するのは適当ではないし、第2号との併合適用も理論的に整合するものではない。

随意契約とする理由は第2号で足り、鹿児島県契約規則施行指針（以下「契約指針」という。）第24条関係第2項第3号に該当するものということによいと思う。

No.4 地方行財政調査会資料（財政課）

（意見2）地方行財政調査会資料の有用性の検証について

地方行財政調査会資料は、確かに特殊な情報であり他に同種の情報は無いのかもしれないが、そもそも、この資料がどれほど業務の遂行に際し役立つのかという点に関し、定期的な検証を行う必要はあるかと思われる。

No.9 税目別チラシ作成（個人県民税（個人事業税）のあらましチラシ・不動産取得税のあらましチラシ）（税務課）

【指摘2】適用号数の誤りについて

執行伺では施行令第167条の2第1項第1号と

当該意見を踏まえ、適用号について検討を行う予定である。

指摘を踏まえ検証を行ったところ、当該資料の情報を政策決定時の参考にすることや、会議等の手持ち資料として活用するなどの実態を確認したところである。

今後も当該資料の有効活用を図ってまいりたい。

事務の執行に当たって会計規則

第3号の併合適用となっているため、併合適用の理由と第3号による公表手続の有無について聞いたところ、第3号ではなく第1号、また、鹿児島県契約規則（以下「契約規則」という。）第24条第1項の適用号数も第2号（財産の買入れ160万円）ではなく、第1号（工事又は製造の請負250万円）の誤りであったとの回答を得た。

随意契約の理由としては第1号で問題はないのであるが、適用すべき規則の吟味と検討が十分ではないと判断される。

事務の執行に当たっては細心の注意が必要である。

No.12 平成31年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託（税務課）

（意見3）再委託の承認理由について

再委託の承認理由が「昨年度も実施されている当委託の再委託先として従事しており、税務総合システムについて熟知していると共に、確実かつ誠実に業務を遂行している。」からとされている。

しかし、この理由は前例や過去の実績を重視しての再委託の承認であることが色濃く感じられるものであり、「特殊の技能を必要とし、競争入札に適しない」として相手方を選定した理由と整合性を欠くものとなっている。

再委託の承認に際しては、相手方選定の理由と整合性があるものとしておく必要がある。

PR・観光戦略部の随意契約

No.15 トップセールス推進事業（自民党本部前鹿児島物産展における知事トップセールス）業務委託（かごしまPR課）

No.16 トップセールス推進事業（香港四洲集団への知事トップセールス）業務委託（かごしまPR課）

No.17 かご食データブック増刷業務委託（かごしまPR課）

（意見4）根拠規定の関係書類への記載について  
契約規則第11条第4項（予定価格を定めた場合においてその額が50万円を超えないもの）により予定価格調書の作成が、また契約規則第29条第1項第1号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が100万円を超えないもの）により契約書の作成が、それぞれ省略されているが、執行伺には当該規定による旨が明記されていなかった。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも根拠規定を明記しておくことが望ましい。

また、随意契約の場合の予定価格調書の作成省略は契約規則第25条があるので、当該規定も併せて記載しておくのがよいと思われる。

No.19 総合案内所等管理運営業務委託（広報課）

等法令を踏まえた十分な検討を行うとともに複数の職員で確認することとした。

再委託の承認に際しては、相手方の選定理由及び随意契約の適用理由と整合性があるものとなるよう整理した。

根拠規定の明示について、契約規則に基づく正当な手続であることを示すため、執行伺に根拠規定を明示することとした。

（意見5）執行方法が変更となった場合の関係書類への記載について

執行方法が当初の指名競争入札から随意契約に変更となっているが、その旨が入札執行調書には明記されておらず、また、支出負担行為票（平成31年4月1日付け）及び変更支出負担行為票（令和元年10月1日付け）の「契約区分」も「指名競争入札」のままの記載となっている。書類上の執行方法と実際の執行方法とが整合性を欠くものとなっているので、今後の同様の事案については留意が必要である。

当初予定していた契約方法が変更になった場合、変更となった理由、経緯等と最終的に執られた契約方法を関係書面に適宜反映させることが望ましい。

No.20 千貫平自然公園立入防止柵等修繕（観光課）

（意見6）根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第29条第1項第1号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が100万円を超えないもの）により契約書の作成が省略されているが、執行向に当該規定による旨が明記されていなかった。同様に、契約規則第33条第9号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、当該規定による旨も明記されていなかった。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

（意見7）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

本件は、災害や事故等の未然防止のための応急工事という点では「緊急の必要」はあるとも言えるが、時間的に「競争入札に付することができない」というわけではないので、施行令第167条の2第1項第5号には当たらない。

随意契約の理由としては第1号のみで足りると考える。

（意見8）契約規則の適用号数について

契約規則第24条第1項の適用号数を第1号（工事又は製造の請負250万円）としているが、業務委託ということであれば第6号（前各号に掲げるもの以外のもの100万円）によるのが適当である。

また、第24条第1項第1号（工事又は製造の請負）を適用しながらも、契約書の作成省略については第29条第1項第1号を適用するというのも整合性に欠けている。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

No.21 大株歩道入口トイレドア修繕（観光課）

（意見9）根拠規定の関係書類への記載について

職員に対して、包括外部監査での指摘事項について周知し、会計規則等法令の遵守や複数の職員で確認するなどにより、適正な会計事務処理の執行に努めることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約書は、契約規則第28条第3項により作成することとした。

契約保証金の免除は、契約規則第33条第3号（建設工事請負契約の契約金額が500万円を超えないもの）を根拠として明記することとした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

契約書は、契約規則第28条第3項により作成することとした。

契約規則第33条第9号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、執行伺、契約書に当該条項による旨が記載されていない。事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

（意見10）履行期間の延長に係る検証について

相手方からの履行期間延長願いによれば、工期延長の理由が当初9月中の予定であったトイレ扉の納品が設計・製作に不測の期間を要したことから10月下旬の予定となったためとされている。

しかし、相手方のいう「不測」の内容が具体的に説明されておらず、また変更契約伺でもこの点が詰められることもなく是認されているようであり、どのような事情であったのかが書類上明らかでない。

履行期限の延長は、「天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由」がある場合にはできるとされており、工期の延長を認めるのであれば、少なくとも「不測」の事態の責めが相手方に帰するものでなかったことを、書類上、明確にしておく必要があったと思われる。

金額的には軽微であるが、当初契約時の期間内に履行されていれば払わなくて済んだはずの消費税を支払っているわけであり、この点からも、もう少し丁寧な説明があつてよかつたのではないか。

（意見11）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

執行伺や業者選定理由を見る限り、「緊急の必要」があると言えるものではなく、本件に施行令第167条の2第1項第5号を適用するのは適当ではない。工期が183日間も延長されていることから見ても緊急の必要がないことは明らかである。

随意契約の理由としては第1号のみで足りると考える。

No.22 錦江台展望公園排水施設（浄化槽）修繕（観光課）

（意見12）根拠規定の関係書類への記載について  
契約規則第33条第9号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、執行伺、請書に当該条項による旨が明記されていない。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

（意見13）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

需用費（修繕料）は原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約保証金の免除は、契約規則第33条第3号（建設工事請負契約の契約金額が500万円を超えないもの）を免除根拠として明記することとした。

履行期限の延長理由は、「不測の事態」を理由とする場合は御意見のとおり、事態の責めが相手方に帰するものでないか整理の上明記することとした。

当初契約期間内に履行されるよう適切な工程管理に努める。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約保証金の免除は、契約規則第33条第3号（建設工事請負契約の契約金額が500万円を超えないもの）を根拠として明記することとした。

本件は前年度からの修繕計画の一環で実施されているものであり、取替修繕は「早急に」行う必要はあったかもしれないが、施行令第167条の2第1項第5号でいう「緊急の必要」に当たるものではない。

随意契約の理由としては第1号のみで足りると考える。

（意見14）契約規則の適用号数について

契約規則第24条第1項の適用号数を第1号（工事又は製造の請負250万円）としているが、業務委託ということであれば第6号（前各号に掲げるもの以外のもの100万円）によるのが適当である。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

#### No.23 大泊野営場排水施設（浄化槽）修繕（観光課）

（意見15）根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第29条第1項第1号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が100万円を超えないもの）により契約書の作成が省略されているが、執行伺に当該規定による旨が明記されていなかった。同様に、第33条第9号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、当該規定による旨も明記されていなかった。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

（意見16）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

本件は、浄化槽の故障に対応するため「早急に」取替修繕を行う必要はあるかもしれないものの、施行令第167条の2第1項第5号でいう「緊急の必要」に当たらない。

随意契約の理由としては第1号のみで足りると考える。

（意見17）契約規則の適用号数について

契約規則第24条第1項の適用号数を第1号（工事又は製造の請負250万円）としているが、業務委託ということであれば第6号（前各号に掲げるもの以外のもの100万円）によるのが適当である。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

契約書の作成は、契約規則第28条第3項により作成することとした。

契約保証金の免除は、契約規則第33条第3号（建設工事請負契約の契約金額が500万円を超えないもの）を根拠として明記することとした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

No.24 県歴史資料センター黎明館大型ガラス展示ケース解体業務（観光課）

（意見18）根拠規定の関係書類への記載について  
 契約規則第29条第1項第1号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が100万円を超えないもの）により契約書の作成が省略されているが、執行伺に当該規定による旨が明記されていなかった。同様に、第33条第9号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、当該規定による旨も明記されていなかった。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

（意見19）施行令第167条の2第1項第2号の適用について

本件は「特殊の技術を必要とするとき」であるため施行令第167条の2第1項第2号の適用とされている。

しかし、業者選定理由書では、新しいコンテンツの展示業務と既設展示品の解体撤去業務は同じ業者で行った方が必要な処置等が生じた場合の適切かつ迅速な対応が可能であること、解体撤去から新たな展示会場の設営業務を安全かつ円滑に実施することが期待できることが挙げられている。この理由は「特殊の技術」の有無とは関係がないことであり、第2号の理由として適当とは言えない。この理由であれば、むしろ第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の方がより実情に沿っていると思われる。

随意契約の理由としては第1号のみで足りると考える。

（意見20）契約規則の適用号数について

契約規則第24条第1項（金額基準）の適用号数を第1号（工事又は製造の請負250万円）としているが、業務委託ということであれば第6号（前各号に掲げるもの以外のもの100万円）によるのが適当である。

また、第24条第1項第1号を適用しながらも、契約書の作成省略については第29条第1項第1号を適用するというのも整合性に欠けている。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

No.26 1にぎわい回廊整備設計委託（鹿屋工区）  
 （観光課）

（意見21）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

「官民連携の整備であり、本年度これらの整備に着手する必要があるため、緊急を要する。」とし

理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約書は、契約規則第28条第3項により作成することとした。

契約保証金の免除は、契約規則第33条第3号（建設工事請負契約の契約金額が500万円を超えないもの）を根拠として明記することとした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

需用費（修繕料）については原則、「工事の請負に相当するもの」として取扱うこととした。

契約規則第24条第1項第1号（工事又は製造の請負250万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号のみを随意契約の理由とすることとした。

契約書は、契約規則第28条第3項により作成することとした。

施行令第167条の2第1項第1号のみを随意契約の理由とするこ

て施行令第167条の2第1項第5号を適用しているが、本件は同号でいうところの「緊急の必要」には当たらない。よって、随意契約の理由としては第1号のみで足りる。

ただ、途中で設計変更があったため契約金額が100万円を超えており、結果、契約規則第24条第1項第6号の適用と整合しないものとなっている。このような場合の扱いについては、現状、定めがないため規則から外れているということにはならないと思うが、事務の執行に問題がなかったことを示す意味でも変更時の執行伺には事情又は対応を記載しておいてよかったかもしれない。

No.27 1屋久島登山歩道整備設計委託（1工区）  
（観光課）

（意見22）施行令第167条の2第1項第2号と第5号の併合適用について

契約の相手方は、過去に観光課が発注した屋久島での業務受託の実績があり、登山道を取り巻く環境を熟知している土木関係建設コンサルタント三者による見積書の比較で選定されている。価格の競争性が確保されている点において、事務は適正である。

ただ、このことは「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として施行令第167条の2第1項第2号を適用した理由とは整合性に欠けるものである。なぜなら、第2号は相手方としてその者しかいないから「価格競争」には適しないとされているわけであり、複数の業者から見積りを取ることとはこの理屈に合わないからである。

第5号が併合適用されているのは、「緊急」のため指名競争入札に付す時間的余裕がなかったからとのことである。しかし、施設の改修や登山者の安全性確保への対応は急がれなければならなかったにしても、業務自体は費用負担等について関係機関と協議するために必要な項目を把握するための設計であり、また、115日間という当初履行期間からしてこれが本号の趣旨に沿うものなのか意見が分かれるところかもしれない。

結果的にはあるが、調査の追加により履行期限が195日間延長されていることを見れば、「緊急の必要」に当たるものだったとは言えないと思う。

よって、手続と相手方選定に多少の時間はかかったとしても、本件は、指名競争入札によるのが適当であったと判断される。

そもそも、競争入札に「適しないもの」（2号）と「付することができないもの」（5号）は趣旨が異なるものであり、これを併合して適用することが理論的に整合するものなのか疑問である。適用するにしても、いずれか一方になると思われる。

ととした。

変更設計時の理由については、明確に記載することとした。

随意契約の理由については、十分整理し、御意見にあったように併合適用をすることのないように努める。



No.28 1にぎわい回廊整備設計委託（城山2工区）  
（観光課）

（意見23）施行令第167条の2第1項第2号と第5号の併合適用について

施行令第167条の2第1項第5号が適用されているのは、「本年10月の「燃ゆる感動かごしま国体」の開催までに改修整備を完了させる必要があり、時間的制約が大きい。」からであるが、この理由は、同号のいう「緊急の必要」には当たらない。国体の開催までに整備を間に合わせたいというのは、いわば行政側の都合であり、仮に整備が間に合わなかったとして、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るかといえそうではない。

随意契約の理由としては第2号でよいと思うが、そもそも競争入札に「適しないもの」（2号）と「付することができないもの」（5号）は趣旨が異なるものであり、これを併合して適用することが理論的に整合するものなのか疑問である。適用するにしても、いずれか一方になると思われる。

## No.29 令和元年度鹿児島県海外技術研修員及び県費留学生報告書印刷（国際交流課）

【指摘3】公表手続の漏れについて

施行令第167条の2第1項第3号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

くらし保健福祉部の随意契約

## No.37 平成31年度鹿児島県介護職員チームリーダー養成研修支援事業業務委託（社会福祉課）

（意見24）予定価格調書と見積書における消費税の扱いについて

本件の事業委託費は、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等の対価に該当するため、消費税は非課税とされている。

このため、平成31年4月1日付けで締結した契約書には消費税に関する記載はなされておらず、また、令和元年10月1日の税率改正の際も増税分に係る変更契約は対象外とされている。

しかし、予定価格調書と見積書は非課税取引であるにもかかわらず、いずれも税抜価格と税込価格の両方が記載されて書面が作成されており、書類としての有意性と書類間の整合性が欠けている。書面の様式が税抜価格を明記する形のものとなっているため、かかるような作成になったものと思われるが、今後の予定価格調書等の作成に当たっては注意が求められるところである。予定価格算定の元となる積算についても同様である。

随意契約の理由については、十分整理し、御意見にあったように併合適用をすることのないように努める。

今後、施行令第167条の2第1項第3号を適用して随意契約を締結するときは、契約規則に則り、契約の発注見通し等の公表について適正に対応する。

予定価格調書と見積書は、契約規則第11条第1項及び第24条第2項により、消費税の課税・非課税にかかわらず、「予定価格：見積もった契約金額」と「見積書比較価格（予定価格の108分の100）：見積もった契約金額の108分の100に相当する金額」（率はいずれも当時）を記載するものであり、税込価格と税抜価格ではないことから、特段の措置は不要と考えられる。

## No.38 平成31年度元気高齢者等介護職場インターンシップ事業業務委託（社会福祉課）

（意見25）拠点市町村社会福祉協議会への分担金の交付について

職場体験者の募集、応募者への説明会、応募者と受入介護施設とのマッチング、実施日程の打合せ、職場体験終了時のアンケート実施等の実務は県内の拠点市町村社会福祉協議会が行っており、各社会福祉協議会にはこれら事務の経費に充てるための分担金が交付されている。

県ではこの分担金について、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」など費目別に見積り、その総額を積算している。このこと自体は別に問題があるわけではない。しかし、実際の交付額は県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が定めた実施要綱と交付要領に基づいて県社協会長が決定しており、結果として、県の積算とはあまり関係がないところで分担金が交付されている形となっている。

また、分担金の使途についても、そのほとんどが人件費に充てられている市町村社会福祉協議会があるなど、一様ではない。

実施内容を見るかぎり、県社協自体の業務は拠点市町村社会福祉協議会等への連絡や協力依頼、実績の取りまとめ等が主であり、実質的には事業の主要な部分は再委託されているに等しいとも言える。

事業費の過半は分担金であり、実施主体が県であるとするのであれば、委託で事業を行うことの可否を含め、現状の交付額の決定のあり方について是とするのか否とするのか検討の余地はあるかと思われる。

（意見26）実績報告書のあり方と履行確認について

事業の実績について、各社会福祉協議会から収支計算書が提出されている。収支計算書は、経費の内訳についてはおおむね県社協の実施要綱に準拠して作成されているが、金額については収支相償の形で報告しているものと実支出額の合計を報告しているものがあり、統一されていない。

実支出額での報告のものは、いずれも収入額との差額分のみが記載されておらず、県が拠出した資金の使途が全部は明らかにされていないという点で好ましいものではない。この点、是正が必要と思われる。差額については、本来は「繰越金」や「繰入金」などの名目で処理すべきである。

経費の使い方やかかり方は各社会福祉協議会によって同じではないにしても、実績の検証をより実効性あるものにするためにも、まずは収支計算書の形式面での統一化を図る必要がある。

当該事業は令和2年度までで廃止した。

今後、類似の事業を実施する場合は委託の可否や分担金を含む交付額の決定のあり方について十分検討することとする。

当該事業は令和2年度までで廃止した。

実績報告書に含まれる収支計算書については、他の事業においても適切に確認することとする。

また、県も検査調書を作成するだけで良しとするのではなく、経費の内容のおおまかな検討と合計額の検算程度は最低限実施してもらいたい。

（意見27）随意契約の理由について

随意契約の理由として、介護施設での体験事業を行うために必要な調整や準備、注意事項等の知見を持っていると言えること、県内一円の介護施設を対象とした事業展開をできる機能・能力を有しているのが県社協のみであることが挙げられている。

しかし、事業の主要な部分が実質的に各市町村社会福祉協議会に委ねられていることに鑑みれば、本件が契約指針第24条関係第2項第13号にいう特殊の技術を有しているものに当たるとするのは説得力に欠ける。

本事業を委託で行うことの当否については、別途、検討の余地はあるにしても、その上でこの相手方でなければならないのであれば、県が実施要綱等を作成し、相手方を県社協に特定するようにすれば、少なくとも、手続上は無理なく随意契約とすることができると思われる。

No.39 平成31年度鹿児島県被保護世帯法律問題等研修業務委託（社会福祉課）

（意見28）委託料の前金払について

令和元年11月6日に相手方から請求があり、同25日に全額が前金払されている。契約上は前金払が認められているので、手続が規則から外れているわけではないが、時期的に最終回の研修プログラムが終了するタイミングでの請求であり、実質的に履行の検査完了前に精算払されたのと変わらない結果になっていると言える。

前金払については、「必要性等を十分考慮し、慎重に対応すること。」とされているが、書類を見るかぎり、このタイミングでの全額請求の理由や必要性等が明らかでない。

本件は長年継続して実施されている事業であり、研修が実施される時期は例年あまり変わらないはずである。そうであれば、特段の事情でもないかぎり、契約の履行期限を年度末とする理由は乏しく、期限をもう少し早めてもよいのではないか。あるいは、最終回の研修実施後、遅滞なく業務完了報告書を提出させて速やかに履行確認を行い、その上で精算払する方法にすれば前金払の手続は踏まないで済むと思われる。

いずれにしろ、前金払の場合は、その理由、必要性等を書類上も明確にしておくことが望ましい。

（意見29）随意契約の理由について

本件の場合、契約指針第24条関係第2項第13号を適用して随意契約とするにはかなり無理があると思われる。

当該事業は令和2年度までで廃止した。

他の事業においても、随意契約の当否や理由について十分検討することとする。

契約の相手方には、委託料の前金払について、その必要性や請求額の妥当性等を十分に考慮し、その上で前金払が必要な場合は、可能な限り早期に請求を行うよう依頼した。

また、最終回の研修終了後は、遅滞なく業務完了報告書を提出させて、速やかに履行確認を行うこととする。

なお、契約の履行期限については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、研修日程変更が生じる可能性等も考慮し、当面は、年度末（3月31日）とする。

競争入札に付する余地や、積算やプログラムの見直しについては、今後検討することとする。

前例や過去の実績による相手方の選択を必ずしも否定するものではないが、競争入札に付する余地は全くないのか、県が直接実施できないのかなど、一度検討されてもよい。

その上でこの相手方でなければならないのであれば、例えば、積算やプログラムを見直して予定価格を100万円以下とし、契約規則第24条第1項第6号での適用とするようにするなど、手続上も規則上も無理のない方法を探るべきである。

No.47 ヘルプカード導入事業業務委託（障害福祉課）

【指摘4】公表手続の漏れについて

施行令第167条の2第1項第3号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

障害者就労施設等からの物品等の調達に係る随意契約に当たり、今後は予定価格に応じて、施行令第167条の2第1項第1号又は第3号の規定を適切に適用することとし、第3号を適用する場合の公表手続は、適切に行うこととする。

また、各所属長に対して、障害者就労施設等からの物品等の調達に係る随意契約関係の取扱いについて、改めて周知を図った。

No.50 感染予防等広報・啓発事業に係るチラシ作成業務委託（障害福祉課）

（意見30）予定価格の積算について

積算根拠を見ると、直接費である「チラシ印刷費」が1,000千円、「見本費」と「人件費」（4人分）が各181千円、「発送費」が272千円と、かなり粗い内容であり、内訳の取り方も含め、精度の面で疑問と言わざるを得ない。「緊急」ということで十分な検討ができなかったのかもしれないが、基礎資料もないため有意性に欠ける予定価格となっている。

このような積算については、無理に項目を細分して帳尻を合わせるよりも、過去の類似する業務の実績額を参考に、これに一定の調整を加えるなどして算定した単価に枚数を乗じて積算した方がよいと考える。なぜなら、1枚当たりの作成費には、通常、人件費や発送費などの間接費も含まれているからである。

契約規則でも、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に定めるべき旨が規定されており、留意が必要である。

No.52 ひきこもり対策推進事業（ひきこもり地域支援センター）業務委託（障害福祉課）

（意見31）消費税率の改正に伴う変更後の契約金額について

業務委託仕様書第4条で毎月の業務報告の提出が規定されていることから、本件では毎月役務の提供が完了することになる。令和元年10月1日以

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、障害福祉サービス施設等に対し、感染防止対策等の周知を早急に行う必要があったため、予定価格調書の作成に当たっては、専門の業者より参考見積を徴取し積算を行ったところだが、今後については、専門の業者から徴取する参考見積りに加え、過去の類似する業務実績を基に適正な予定価格を定めることとする。

消費税率の改正に伴う変更後の契約金額については、当時、委託先と協議を行い、執行残となる可

降の役務の提供分については新税率が適用されるため、10月1日付けで変更契約が締結されているが、内容は税込の契約総額を当初契約金額とし、そのうち消費税額のみを変更するものとなっている。

この理由と根拠を担当者に聞いたところ、相手方より、下半期では当初の想定より必要経費がそれほどかからない見込みであることから当初契約金額で十分賄えるとのことであったため、相手方と十分な協議を行った上で、変更契約金額については総額を当初契約金額のままとしたという回答であった。

この点について、契約変更に係る執行伺には、「7その他」として「契約金額（消費税除く）の減額分については、会場使用料やその他需用費の節減により対応する。」という記載があるだけであった。しかし、これでは形式的には役務の対価の額を減額していることになり、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第3条第1項に違反していると解釈される可能性がある。よって、上記の協議内容については、しっかりとした議事録を残すなどの対応が必要であったと考える。

本件は、消費税率改正に伴う一過性のものであり、今後の事務に影響するものではないが、結果として適当であったかどうかは確認しておいていただきたい。

No.53 食品衛生に関する調査指導等の業務（生活衛生課）

【指摘5】消費税率改正に伴う変更契約の手続漏れと増税分の取扱いについて

契約日が平成31年4月1日であったため、委託料に係る消費税率は8%で計算されており、支払いもこの額で実行されている。しかし、8%の税率が適用されるのは、令和元年7月10日及び9月19日に受領した報告書に係る部分のみであり、12月18日及び令和2年2月26日受領した報告書に係る部分については10%の税率が適用されなければならない。

本来、令和元年10月1日付けで税率改正に伴う増税分の変更契約を行うべきであったが、この手続がなされていないため、かかる取扱いとなったものと思われる。

本件は、消費税率改正に伴う一過性のものであり、今後の事務に影響するものではないが、差額分の支払いの要否について検討しておいていただきたい。

No.56 平成31年度動物管理及び動物愛護に関する業務委託（生活衛生課）

能性が高い費目について節減することとし、変更契約に反映させた経緯となっている。また、手続については、会計課に確認を行った上で実施しているが、今回、相手方からの申入書や協議の議事録等を残していなかったため、変更契約に際し消費税の増額分一方的に委託先に負担させたようにみえる誤解を招いてしまった。今後は、協議等の議事録や経緯をしっかりと残すなど、再発防止対策に努めたい。

令和元年の消費税増税時に、当該協会に対して変更契約の必要性について確認したが、協会は免税事業者であり、特に必要ない旨の申し出があったため、契約の変更は行わず、影響額の支払いも行っていない。

今回の御指摘を踏まえ、再度、当該協会に確認を行ったところ、協会は免税事業者であり、「消費税増税に伴う申告への影響もなく、影響額（差額）を県に要求する必要はないと考えたため、変更契約及び影響額の支払いも要求しなかった」との回答を得た。

（意見32）実績報告のあり方について

事業の実績報告として、「動物管理所事業実施報告書1」と「動物管理事業実施報告書2」が提出されている。内容は各管理所における犬や猫の捕獲頭数、引取頭数及び殺処分等の処分頭数など、実施した業務に関する定性的な情報のみであり、金額面の情報が含まれていない。

現行の契約では、経費の実績についての報告は特に求められていないようなので、手続として外れているわけではないが、公金の使途が金額的に明らかにされていないという点では好ましいものではない。

契約書第14条では契約が解除された際の前払金の返還について、また、第13条第3項では契約を解除した場合に委託業務の一部完了部分の事業実績報告書及び収支決算書を請求できると規定されている。

少なくとも額の委託料であることも勘案し、現状の実績報告のあり方のままで是とするのか否とするのか検討の余地があると思われる。

No.60 平成31年度ひとり親家庭等日常生活支援事業委託（子ども家庭課）

No.61 平成31年度ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業委託（子ども家庭課）

【指摘6】適用号数の誤りについて

施行令第167条の2第1項第3号が併合適用されているのは、契約の相手方が「母子福祉団体等」に当たるからであるが、そうであれば、契約の内容や相手方の決定方法、締結状況等について公表が必要である。しかし、この手続はなされておらず、規則から外れていることになる。

また、契約指針第24条関係第2項第3号が挙げられているのは、相手方が「公益法人」であるからとの認識による。あくまで社会福祉法に基づく法人であり、本号が示す「公益社団法人又は公益財団法人」ではない。この点、規則の解釈と認識に誤りがある。

随意契約の理由としては第2号で足りるが、この場合、契約指針第24条関係第2項には直接の例示は掲げられていないが、現行の例示の範囲で適合させるとすれば「第13号」になると解される。

本契約については、施行令第167条の2第1項第2号を根拠としたことは妥当であるが、今後も同様の契約が継続して締結されると思われるため、執行に際しては適用すべき例規の吟味を十分に行うことが必要である。

No.62 出会い・結婚相談事業委託業務（子育て支援課）

（意見33）随意契約の理由について

平成28年度のかごしま出会いサポートセンター

本契約については、令和2年度から、執行方法を一般競争入札によるものに変更している。

契約が解除された際には、契約書第13条第3項の規定に基づき事業実績報告書及び収支決算書を請求することとしている。

令和3年度の事業執行に際しては、事業実施要綱において委託先が規定されていること等を踏まえ、随意契約の理由として、施行令第167条の2第1項第2号及び契約指針第24条関係第2項第13号を適用した。

御意見を踏まえ、令和3年度委

の開設準備事業以来、業務は同じ相手方に継続して委託されている。このため、会員確保やサポーター養成、会員引き合わせのノウハウや会員との信頼関係が構築されており、最も円滑な運営と成果が期待できるとして、施行令第167条の2第1項第2号の適用となっている。

しかし、当初から継続して業務が委託されていれば会員引き合わせのノウハウや会員との信頼関係が構築されるのは当然であり、このことは「その性質又は目的が競争入札に適しない」ことの理由にはならないものである。

また、法人会自体、国や自治体に対する税制提言や租税教室・税務研修会の開催など、税や税制に関する活動を主とする団体であり、かかるような団体が婚活に関して「特殊の技術」を有しているとするには説得力に欠けるものがある。そもそも、センターの「売り」とも言える会員引き合わせのノウハウは、センターに設置されているマッチングシステムによるところが大であって、このシステムの維持管理も外部委託されていることを考えれば、この相手方でなければならない理由は乏しいように思える。

価格の有利性を多少犠牲にしても「最も円滑な運営と成果が期待できる」ことの方が公益に資するということであれば、少なくともその成果を具体的に説明する必要はある。

No.63 子ども食堂みんなで応援シンポジウム業務委託（子育て支援課）

（意見34）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

本件では、講師や会場の都合により近い日程でシンポジウムを開催できるよう、仕様書のスケジュールに沿って実施する必要があるが競争入札に付す時間がないとし、施行令第167条の2第1項第5号に当たるとして随意契約の方法によっている。

しかしながら、第5号の「緊急の必要」とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法によるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至るような場合であり、緊急の必要があるかどうかは、長が客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものであるとされる。本件において、このような客観的な事実が存したとはいえず、第5号の適用は適当ではないと考える。

No.67 令和元年度鹿児島県保育教諭等研修事業業務委託（子育て支援課）

（意見35）見積書の金額と決算書のコストについて  
本件においては、一者随意契約となっている。

託業務の業者選定に当たっては、企画提案方式による公募を行い、子育て支援課内に設置する「出会い・結婚相談事業運営事業者審査会」において、選定された業者を契約（随意契約）の相手方とした。

今後、類似の事業を実施する場合は、競争入札による契約ができるよう適切に対応したい。（令和2、3年度はシンポジウムの開催なし）

今後は委託契約を結ぶに当たり、

一者随意契約である以上、より一層、委託金額が説明可能なものであるかに留意する必要がある。

契約の相手方から提出された見積りの内訳を見ると、事務局旅費として70,000円、事務局人件費として150,000円が計上され、歳入・歳出決算書では、事務局旅費として53,680円、事務局人件費として121,000円が計上されている。

2日間の研修であり、全ての研修を外部講師が行うことを考えると、それらの支出の必要性について、記録上明確にしておく必要がある。

（意見36）業務委託の必要性について

本件は、2日間にわたり外部講師を呼んで研修を行うことを内容とする業務委託であるが、そもそも外部に業務委託すべき必要性について検討の余地があるかと思われる。県が主体となって、外部講師を呼んで研修を行う等、別の方法で実施できないか検討されたい。

No.72 かがしまのシニアお出かけ促進事業に係るリーフレット及びポスター（高齢者生き生き推進課）

【指摘7】公表手続の漏れについて

施行令第167条の2第1項第3号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

No.73 高齢者虐待防止リーフレット（高齢者生き生き推進課）

（意見37）施行令第167条の2第1項第1号と第3号の併合適用について

執行伺では施行令第167条の2第1項1号と第3号が併合適用されているが、第3号の適用ということであれば、契約の内容や相手方の決定方法、締結状況等について公表が必要である。しかし、この手続はなされておらず、この場合、規則から外れていることになる。

また、金額基準である第1号については、契約規則第24条第1項第6号（前各号に掲げるもの以外のもの100万円）の適用としているが、本件は鹿児島県用品集中調達規則（以下「調達規則」という。）第2条関係の別表11（更生施設等から購入する物品）を直接執行の根拠としており、そうであれば、契約規則第24条第1項は第2号（財産の買入れ160万円）の適用とするのが適当である。

第1号と第3号又は調達規則のどれを主たる根拠としているのかが明確ではないが、いずれにし

契約時の見積りと実績報告書における実績を比較して、その増減理由について説明を求めるなど必要性について確認することとしたい。

現在の業務委託先は、教育・保育に関する専門家や人材の情報を多く有し、現場の実情やニーズに応じたカリキュラムの立案が可能な団体であり、県主体で実施するのに比べ、対象者への受講の働きかけなど効率的に研修を実施することができる。

今後、施行令第167条の2第1項第3号を適用して一者随意契約を締結するときは、契約規則に則り、契約の発注見通し等を公表することとした。

当該契約に係る物品（印刷物）の調達については、これまで「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの優先的な調達に努めることとし、これまでは、施行令第167条の2第1項第3号の障害者就労施設等からの優先的な調達に関する規定に加え、予定価格に関する規定である同項第1号についても、関連するものとして併記してきた。

令和3年度以降の執行においては、調達方法等に適した適用条項の検討を十分に行った上で手続を



ろ、事務の執行に当たっては適用される規定の吟味と検討を十分に行う必要がある。

No.74 平成31年度県有施設除草業務委託（高齢者生き生き推進課）

（意見38）一者随意契約の理由について

一者随意契約の理由が、本件施設の巡視等業務をこの相手方と契約する予定であり、除草業務も同じ相手方が効率的で効果的であるからとされている。

他の業者にも見積りを依頼したが見積書の徴取ができなかったというのであれば、理由としてわからないこともないが、本件の場合、初めからこの相手方ありきであることが色濃く感じられ、あまり適当とは言えない。「経費的にも節減が図られる。」というのであれば、ある程度数値的な根拠を示して説明する必要があるのではないか。

随意契約の適用号数は施行令第167条の2第1項第3号で問題はないが、巡視等業務と連携して業務を行うことが効率的であることを重視して随意契約とするのであれば、むしろ第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の方が実情に近いのかもしれない。

【指摘8】公表手続の漏れについて

施行令第167条の2第1項第3号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

農政部の随意契約

No.84 令和元年度魅力・体験グリーン・ツーリズム推進事業業務委託（農村振興課）

（意見39）施行令第167条の2第1項第6号の適用について

随意契約の理由として、平成28年度から30年度まで3か年継続して契約を締結しているため必要な情報やノウハウ等を持ち合わせていること、実績があり新たにプロポーザル方式等で選定するより経費面で有利であることが挙げられている。

しかし、経費面でどのように有利なのかが具体的に説明されておらず、施行令第167条の2第1項第6号を適用とするには説得力に欠けるものと

行うこととする。

一者随意契約の理由として、「本件施設の巡視等業務をこの相手方と契約する予定であり、除草業務も同じ相手方が効率的で効果的である」に加え、「契約の相手方が、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に基づき指定されたシルバー人材センターであり、同法第36条において、国及び地方公共団体は、同法第37条第1項の軽易な業務に係る就業を希望する定年退職者その他の高年齢退職者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとされている」旨を追加した。

これに伴い、一者随意契約の適用号数を、施行令第167条の2第1項第3号と第6号の併合適用とした。

今後は、契約規則に則り、契約の発注見通し等を公表することとした。

令和2年度から、随意契約の理由として「グリーン・ツーリズムに関する必要な情報やノウハウ等を有している者がこの相手方しかない」とし、施行令第167条の2第1項第2号を適用することとした。

なっている。経費の内訳は講師等旅費、講師料、スタッフの賃金、会場使用料などであるが、これらは県の基準などで単価等がある程度決まっているので、業務内容が同じであれば価格差は生じにくいものである。

理由を見るかぎり、前例と実績で相手方が選定されているのが色濃く感じられ、第6号の適用とするのであれば、本件の場合、業務の品質や安全性の面からの有利性の有無を主眼として説明すべきと思われる。

または、グリーン・ツーリズムに関する必要な情報やノウハウ等を有している者がこの相手方しかないということであれば、むしろ第2号の方が適当と思われる。

No.85 国有農地（肝付町前田字原ノ村4999番1）竹  
払い業務（農村振興課）

（意見40）適用号数の記載について

執行伺には、根拠法令と適用号数として、施行令第167条の2第1項第1号及び第3号が挙げられている。第1号については随意契約の根拠であるが、第3号は相手方選定の際、高齢者の福祉の増進に資することを目的とするに当たって、参考とされたにすぎない。第3号が参考号数なのであれば、根拠法令適用号数に記載すべきではない。

また、随意契約とした理由として、契約指針第24条関係第2項第3号を挙げているが、これは「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」の例示の一つであるから、そうだとすれば施行令第167条の2第1項の適用号数は「第2号」でなければならない。随意契約の理由は施行令第167条の2第1項第1号であるならば、根拠法令適用号数に記載すべきではない。

なお、相手方の選定理由として「当該地に最も近く、前年度に委託実績があり周辺状況を熟知していることから、円滑かつ効率的に業務を実施することができる」ことが付記されているが、この理由は根拠としている規定の趣旨とはあまり関連性がないものである。

どれを根拠として随意契約としたのかがわかりにくいものとなっているため、各規定の吟味を十分に行い、随意契約とした理由を明瞭にする必要がある。

No.88 令和元年度「かごしま黒豚」販路拡大及び認知度向上業務委託（畜産課）

【指摘9】前金払に係る消費税と業務終了日について

契約年月日が令和元年7月2日であったため、委託料は消費税率8%で算定された価格となっており、前金払もその額にて実行されている。

委託業務のメインである展示商談会が令和元年

令和2年度から、執行伺に随意契約の根拠法令と適用号数として「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び鹿児島県契約規則第24条第1項第6号」を記載することとした。

契約の相手方とは令和元年7月2日に契約を締結し、令和元年9月6日に前金払を行い、令和2年3月23日に業務が終了し、前金払

8月22日に終了しているため、実質的には精算払になっているとも言えるのかもしれないが、PR資料等の作成・配布業務も含めた契約上の業務終了日は令和2年3月23日であり、消費税法上はこの日が資産の譲渡等の日に当たると解される。であれば、業務終了日時点では新税率が適用されることになるので、差額の2%分を追加で支払う必要があったと判断される。

本来であれば、令和元年10月1日付けで消費税率改正に伴う変更契約が締結されていたと思うが、新税率適用前に全額が前金払されたため、かかる事務になったものと思われる。

この事案は消費税率改正に伴う一過性のものであり、今後の事務に影響するようなものではないが、結果として適当であったどうかは確認しておいていただきたい。

#### 土木部の随意契約

##### No.91 広幅複写機の賃貸借（監理課）

（意見41）施行令第167条の2第1項第7号の適用について

施行令第167条の2第1項第7号適用の理由が、「当初契約時の見積書と比較し安価であることから、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがある。」からとされている。

「当初契約時の見積書」とは平成26年度契約分のことであるが、確かにこの時の契約金額と比べると「著しく」有利な価格ではある。しかし、本件は再リース契約であり、通常、再リース料はそれまでのリース料の1/10程度に設定されるので安価になるのは当然である。

また、当初契約は複写機のリースと保守業務がセットとなっており、そもそも契約の内容が同じではないので、これと比較して価格の有利性の有無を判断するのは適当とは言えない。時価との比較で価格の有利性を判断するのであれば、この場合、比較されるべき「時価」は、他のリース会社が同仕様・同機能の複写機を同条件で再リースとした場合のリース料の平均とするのが適当である。

一者随意契約とした理由には問題はないが、随意契約の理由としては第7号というよりも、むしろ第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の方が実情により近いのではないか。

ただし、本件の場合、金額的に契約規則第24条第1項第3号（物件の借入れ80万円）を適用できるので、随意契約とする理由はこれによった方が明快であったかもしれない。

複写機等の機器類の再リース契約は今後も想定

額と精算額が同額となったものである。

消費税増税に伴う変更契約については、相手方が免税事業者であったことや、相手方と消費税率引き上げ分の増額は不要であることの合意により、業務委託料を全額前金払していたことから、変更契約は必要ないものと判断したものである。

この判断に当たっては、消費税率が改定される時点においてあらかじめ変更契約の必要性についての伺いを取るなどの対応をすべきであったと考えている。

今後、同様なことが発生しないよう、適切な事務執行に努めてまいりたい。

契約規則第24条第1項第3号（物件の借入れ80万円）の範囲内で随意契約を行おうとする場合は、同号を随意契約の理由とすることとした。

されるところであり、そのような場合、金額基準で対応できるものはこれによった方が客観的な判断ができると思われる。

No.95 総合流域防災（砂防設備等緊急改築）業務委託（長寿命化計画整理）（砂防課）  
（意見42）施行令第167条の2第1項第5号の適用について

国土交通省が定めた整理期限日までの日数が短いため「緊急」とされているが、長寿命化計画に定められた様式に整理するための設計業務等の委託であり、災害の未然防止のための応急工事などの「緊急性」とは性質を異にするものである。

また、相手方の選定理由を見ると、競争入札に付している時間的余裕がないということよりも、この相手方が長寿命化計画の策定業務を受注しているため内容を熟知しており、データ等の蓄積もあるため履行期間の短縮や経費の削減が見込めるということに主眼が置かれている。そうであれば、随意契約の理由は施行令第167条の2第1項第5号ではなく、第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）とするのが適当である。

危機管理防災局の随意契約

No.101 鹿児島県消防・防災ヘリコプター（AW139）の運航管理業務委託（消防保安課）

（意見43）履行確認について

契約書第7条によると、毎月の委託業務を終了したときは委託業務実施報告書を提出しなければならないが、受理したときはその日から7日以内に検査しなければならない旨が規定されている。全体的には業務実施報告書の提出及び検査はおおむね約定どおりに行われているが、令和元年10月分については、実施報告書の日付が10月30日となっており、毎月の委託業務が終了する前に提出されている形となっている。厳密には、末日までまだ1日残っているわけであり、これだと10月分の履行を全て確認したことにはならないのではないかと。

手続上、かかる場合の取扱いについては是とするのか否とするのか検討の余地はあると思われる。

（意見44）施行令第167条の2第1項第2号と第6号の併合適用について

随意契約の理由として、県内唯一の航空会社であること、点検整備や台風時の避難の使用で同社が所有する鹿児島空港内の格納庫を利用でき移動経費等が最少となること、運航会社を変更した場合には防災航空隊との連携訓練が必要なため防災航空隊の活動に運休期間が生じてしまうこと、及び県内の地理的条件や気象条件等に精通していることが挙げられている。

本件が施行令第167条の2第1項第2号（その性質が競争入札に適しないもの）に該当するもの

随意契約の理由は施行令第167条の2第1項第5号ではなく、「第6号」（競争入札に付することが不利と認められるとき）とするのが適当であると考えられる。

今後は、適用すべき号を検討し、適切な該当号で整理することとした。

所属において、同様の事案が発生しないよう確認の徹底を行うこととした。

今後は主たる要因（2号）での適用で執行するように改めた。

であることは異論がない。

第6号（競争入札に付することが不利なもの）が併合適用されているのは、価格面の有利性と業務の安全性の面からの有利性を考慮してのことだと思われる。理由を見るかぎり、第6号も適用可能ではあると思われる。

ただ、第2号と第6号はそれぞれ趣旨が異なるものであり、これを併合して適用することが理論的に整合するものなのか疑問である。

いずれか一方の適用で足りると思われる。

No.102 「高校生をはじめとする消防団PR推進事業」に係るクリアファイル制作業務委託（消防保安課）

（意見45）契約規則の適用について

契約規則第24条第1項第1号の適用としているが、この号は「工事又は製造の請負（250万円）」の場合に適用されるものである。

クリアファイルの制作が「製造の請負」に当たるから第1号としているのであれば規則の限度内ということになるが、本件は「委託料」で経理されており、そうであれば、規則に定める限度額を超えていることになる。

いずれの認識であったのか明確でないところがあるが、規則の適用に当たっては十分に注意していただきたい。

当該契約は委託料で支出したものの、契約内容としてはクリアファイルの制作であり、成果品もあることから、「製造の請負」として処理したものである。

今後は、契約内容だけでなく支出科目も考慮して適切な執行に努めることとする。